

東京都フリースクール等支援事業サポートプラン作成等要領

令和 6 年 6 月 7 日

6 生総企第 118 号

(目的)

第 1 条 この要領は、「東京都フリースクール等支援事業実施要綱」（令和 6 年 5 月 23 日 6 生総企第 85 号。以下「実施要綱」という。）第 5 条に基づき、「東京都フリースクール等支援事業補助金交付要綱」（令和 6 年 5 月 23 日 6 生総企第 86 号。以下「交付要綱」という。）第 5 条に定める補助対象者及び交付要綱第 6 条に定める支援対象施設（以下「支援対象施設」という。）が実施するサポートプランの作成等に当たって必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第 2 条 この要領における用語の意義は、実施要綱第 3 条の定めによるものとする。

(サポートプランの対象者)

第 3 条 サポートプランは、フリースクール等に通所する義務教育段階の不登校の児童生徒を対象とする。

(サポートプランの対象期間等)

第 4 条 サポートプランは、原則として、年度を単位として作成すること。

2 サポートプランは、原則として、児童生徒が入所した日から 2 か月以内に作成し、東京都（以下「都」という。）に届け出ること。ただし、交付要綱第 11 条に定める交付決定（以下「交付決定」という。）の時点で既に通所している児童生徒については、原則として、交付決定の日から 3 か月以内に作成し、都に届け出ること。

3 第 6 条第 2 項に定めるサポートプランの内容の見直しは、交付決定の日から 3 か月以内に行い、都に届け出ること。

(サポートプランの様式)

第 5 条 サポートプランは、要領第 1 号様式及び第 2 号様式を用いて作成すること。

2 要領第 1 号様式及び第 2 号様式の内容を充足している場合は、それぞれ他の様式を使用することができる。その場合は、補助金の交付申請前に都の確認を受けるとともに、その証左を使用する様式に明記すること。

3 前項により確認を受けた様式を変更する場合には、再度前項の確認を受けること。

(サポートプランの作成)

第6条 サポートプランは、以下の点に留意して、支援対象施設が作成すること。

- (1) 要領第1号様式(第5条第2項に定めるものを含む。)を用いて、児童生徒及び保護者から、作成等に関する事前同意を得ること。
- (2) 作成に当たっては、児童生徒及び保護者との意見交換を行うこと。意見交換時は、児童生徒及び保護者の心理状況等に配慮すること。
- (3) 意見交換後は、第9条に定める支援を活用しながら、当該児童生徒の支援の方向性や手立ての検討を行うこと。
- (4) 作成したサポートプランの内容については、保護者に説明し、その同意を得ること。
- (5) 作成したサポートプランは、都が委託する専門人材(以下「専門人材」という。)による確認を受けること。

- 2 交付要綱第7条第2項に定める事業者においては、前年度に作成したサポートプランについて児童生徒及び保護者と意見交換を行い、その内容の見直しを行うこと。

(サポートプランの活用)

第7条 支援対象施設は、前条により作成したサポートプランに基づき、児童生徒の支援を行うこと。

- 2 支援対象施設は、定期的に支援の状況を記録し、保護者と意見交換を行うこと。また、児童生徒の状況に応じてサポートプランの見直しを行うこと。

(在籍校との連携)

第8条 支援対象施設は、要領第1号様式(第5条第2項に定めるものを含む。)を用いて保護者の同意を得た範囲において、サポートプランを児童生徒の在籍校に提供すること。

(サポートプランの作成等にかかる支援)

第9条 支援対象施設は、交付決定を受けた日から、交付要綱第7条に定める補助対象期間が終了するまでの間、実施要綱第4条(1)アに定める支援を受けることができる。

- 2 前項のほか、交付要綱第9条に定める基礎講習(以下「基礎講習」という。)を受講した者は、基礎講習の受講後、交付又は不交付が決定するまでの間、専門人材によるサポートプランの作成に係る支援を受けることができる。

(サポートプランの作成等に係る事業者の責務)

第10条 支援対象施設は、サポートプランの作成やそれに基づく日々の支援について、児童生徒及び保護者、在籍校等との関係機関に対して誠実に対応し、信頼関係を構築すること。

- 2 サポートプランの作成等に伴い事業者が取得する児童生徒及び保護者の個人情報につ

いては、関係法令等を遵守し適切に取り扱うこと。

附 則（令和 6 年 6 月 7 日付 6 生総企第 118 号）

この要領は、決定の日から施行する。

附 則（令和 6 年 6 月 14 日付 6 生総企第 135 号）

この要領は、決定の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 11 日付 6 生総企第 504 号）

- 1 この要領は、決定の日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の要領に基づく様式にて作成したサポートプランは、なお使用することができる。